# 各構成機関からの意見について

提出機関	意見	対応
北海道児童青年	11月7日に配布された文科省資料において、「行動嗜癖を生	・北海道の現状について、記
精神保健学会	み出す要因」について3つが挙げられている。	載しました。(P6)
(11月提出)	①心理的な要因(ストレスなど)	・本推進計画内において、ア
	②環境的な要因(簡単に手に入れやすい、いつでもどこでも	クセス制限等など、依存させ
	できる)	ない環境に関する取組につ
	③家族の要因(家庭環境等)	いて記載しております。
	①と③は、普及啓発や相談・治療で取り組まれるものだが、	(P22)
	②は行政が直接取り組むべきものであり、計画で②に全く触れ	
	ないのは精神保健行政のとるべき態度ではない。最低限、環境	
	的な要因の改善 (ギャンブルまみれの環境の是正) が重要課題	
	であるという指摘を加えるべき。	
	道営競馬、中央競馬の[券販売総額-客への還元額]が分から	・競技等ごとの還元額の掲
	ないというのはあり得ないこと。還元額は算出されているは	載は難しかったため、資料と
	j",	して「各公営競技の売上の流
		れ」を参照できるようにしま
		した。
	パチンコ・パチスロのホール売上総額(貸し玉総額)及び客	・国税庁に確認しましたが、
	への還元額(特殊景品額)は、法人が税申告にあたって算出し	税申告内容は開示不可でし
	ている。きちんとした行政ルートで依頼すれば教えてくれるは	た。
	ず。調査は努力不足である。	は、、 3 、 ) = HP ナ ト マ HP
北海道児童青年	第Ⅲ章の1には、ギャンブルしやすい環境の是正に関する項目がない。ままの体験、日本は、野洋ギャンブルでする。	・ギャンブルに関連する問題(名手は次次)については
精神保健学会 (12月提出)	目がない。計画の欠陥。日本は、脱法ギャンブルであるパチンコパチスロを見逃し、競馬・競輪・競艇・オートレースの券を	題(多重債務等)については、
(12月1年出)	インターネット販売するという愚行を行っている。	推進計画において記載して     おります。
	ギャンブル等依存症の一次予防には、	なお、 <mark>今回は具体的な取組</mark>
	① ギャンブル等の機器数・会場数の規制	課題の検討に至りませんで
	②インターネットでのギャンブル提供の禁止	したが、本推進計画内におい
	が必要。	て、アクセス制限等など、依
	ギャンブル害を明記し、ギャンブル競技者数、ギャンブル機	存させない環境に関する取
	会・ギャンブル習慣を減少させる取組が必要。それが分かって	
	いながら触れないのは推進会議が責務を果たしていないこと	おります。(P22)
	になる。具体策をすぐに提言しにくければ「検討課題」として	, , , , ,
	でも書き込むべき。	

ギャンブル等の現状データを詳しく正確に書き込むことが ①につきましては、国との 協議の結果、資料として、掲 必要 載できないこととなりまし ①次の数値を記述すること。 (1) 日本のギャンブル支出額は世界のギャンブル支出額の た。 8%を超え、世界第2位である。 なお、機関から提供してい (2) 日本のギャンブル機器数は 490 万台であり、日本は世界 <mark>ただいた</mark>データは、今後の取 組の資料とさせていただき のギャンブル機器総数 790 万台の 60%を保有している。 (3) 日本のパチンコ・パチスロ競技人口は 1,000 万人であり、 ます。 その25%が毎週2回以上競技している。 ②については、前頁に記載 ②次の数値を調査し記述すること。 したとおりです。 (1) 各公営ギャンブルでの利用者の支出額(例:馬券購入総 額-払い戻された額) (2) パチンコ・パチスロでの競技者の支出額(貸し玉増額-払い戻し額) 「資料がない」というのは納得できない。公営ギャンブルは 会計監査、パチンコ・パチスロでは法人税申告などが行われて おり、国民(道民)への支出額を調査・算定することが可能。 隠すべき数値ではない。 北海道看護協会 P24・28 についてギャンブル等依存症に係る医療の質の向上で、 ・「看護師」を「看護職」と修 精神科医や産業医、看護師、・・・となっているが、「看護職」とした 正しました。(P24, 28) 方が保健師・助産師・准看護師も含まれるので良いのではないか 精神保健福祉士 当初より議論されていた I Rの件、ゲーム、インターネット 「現状認識」において、ゲー 協会 等のこれから問題が懸念されている点を漠然と取組が必要で ムやIRについての社会環 終えるのでは無く、例えばP30の見直しの項などで継続検討 境を注視しつつ、対策の取組 を行うこととしております。 課題のような形で明記すべきではないでしょうか。 (P14) ・支援体制について、各構成 支援体制が医療や自助グループにつなげることで終わって 機関のギャンブル等依存症 いるように感じられます。 問題に関する取組を記載し 依存症は嗜癖行動が止まる=治ったではないので、止まって ました。(P9) いる状態の苦しさと支援する視点を盛り込まなければ容易に ・「目標」に嗜癖行動を止め 再燃します。 ている状態の苦しさや支援 などについて記載しました。 (P17, 25)P14「ゲーム障害」や・・IRの整備などと記載があるが、 北海道立消費 ・本推進計画は、ギャンブル 生活センター 既に「ゲーム障害」は問題となっており、IRにおけるカジ 等依存症の種別にかかわら ず、共通する依存症対策を取 ノに関してもギャンブル等依存症の増加が危惧されているこ りまとめるものであり、ゲー とから、本計画においては、今後検討するのではなく、最初 ム障害や IR が整備された場 からこれらも念頭におき、「基本理念」にもあるとおり、「ギ 合にも資するものと考えて ャンブル等の種別毎ではなく、その行為に共通する依存症対 います。 策をとりまとめるもの」として対策を検討すべきと考える。 ・「第IV章4計画の見直し」 において、今後の社会環境の 変化も注視し、検討を行った 上で必要があると認めると きには推進会議の意見を聴 いて、計画の見直しを行うこ

ととしています。(P30)

P17「①ホームページ、リーフレット等の活用やフォーラム等の開催・・・」と記載があるが、興味をもった人から、これらの情報を探してもらう対策ではなく、多くの道民、届けたいところへ伝わるような能動的な内容も検討する必要があると考える。

・ギャンブル等依存症に関する分かりやすい啓発資材 (リーフレット)を活用する など、日常生活で入手しやすい方法で普及啓発を図ります。(P20)

P18 指標の目標値「相談件数の増」とあり、現状の相談件数が少ない、潜在的な相談があるとの想定で、相談件数の増を設定していると思われるが、相談件数の増加は、一方で、この対策が効果をあげていないのではないかと思われる可能性もあることから、現状値を計測することは必要だが、相談件数の増加を目標値にすることには同意しかねる。

・実態調査の結果から、相談 行動を行う方は推計値より 少ない実態があり、現在時点 でギャンブル等で悩まれる 方々の潜在者がいると認識 しています。

今後、正しい知識や相談場所の普及啓発を行うことで、潜在する方々が相談につながり、相談件数の増となるとの考えから、当面3か年の目標としています。(P18)

・国の調査結果や道独自の

実態調査結果を踏まえ、「北

海道の実情」に即した道計画

なお、今後の調査につきま

を策定しております。

### 北海道弁護士会 連合会

「ギャンブル等依存症対策推進計画素案」は、国の「ギャンブル 等依存症対策推進基本計画」をなぞり、総花的にスローガンを並べ たものであって「当該都道府県の実情」に即した計画とはいえない。

「連携」「支援」といったキーワードが無意味に重ねられる箇所も目立ち、計画内容に具体性が無い。よって、拙速に計画を確定するのではなく、「北海道の実情」に即した対策について、対策会議での検討をさらに重ねるべきである。

#### 1 詳細な実態調査の必要性

14頁「(3) 現状認識」本文10行目「実態調査は、その一部にすぎませんが、ギャンブル等依存症にととまらず・・・・」を、「実態調査はそのごく一部にすぎません。今後、広範囲の調査をさらに重ね、北海道におけるギャンブル等依存症の実態に即した対策計画を推進すべく、さらに検討を続ける必要があります。また、明らかになった実態のごく一部からも、ギャンブル等依存症の問題は、依存症それ自体にとどまらず・・・」と修正すべきである。

# しては、下欄に示したとおりです。 ・今後も、本推進会議におい

・今後も、本推進会議において、依存症対策に必要な調査 方法等の検討を行うことと していることとしておりま す。(P30)

<mark>また</mark>、<mark>文言を</mark>修正しまし た。(P14)

#### 2 一次予防について

#### (1) ギャンブル等依存症に関する知識の普及

17頁の「ギャンブル等依存症に関する知識の普及」においては、単に「誰もがなり得る可能性」とするだけでは従来の自己責任論から完全に脱却することができないため、さらに進んで「誰もがギャンブル等依存症になり得る社会環境下に生活している」という現状をきちんと明記すべきである。

・「誰もがなり得る可能性があること」を「ギャンブル等依存症は自己責任ではなく、現在の社会環境では まり得る可能性があること」 と修正しました。(P17)

#### (2) 教育における普及啓発の推進

「学校教育における指導の充実」では、「賭博を我が国で禁止されてきたのは健全な経済活動や勤労に悪影響を与え、ひいては犯罪を誘発するおそれがあるためであり、一部の公営ギャンブルが公益を理由として特別に認められているにすぎない事実を正しく理解させるとともに、参加者の損失によって収益を上げる遊技・ギャンブル産業等の仕組み、ギャンブル等依存症に陥る脳の作用、依存症による日常生活の破壊、多重債務問題や周囲への悪影響などを正しく学ぶ機会を提供します。」と明記すべきである。

・学習指導要領に基づき指 導することとしています。 (P21)

21頁の「学校教育等における指導の充実」においては、直接的に「ギャンブル等への過剰な参加は依存症に陥る危険性があること、依存症になれば日常生活にも悪影響を及ぼすという問題について学ぶ機会を提供します」と修正すべきである。

・意見のとおり修正しました。(P21)

21頁の「学校教育等における指導の充実」では、教員を対象とした研修会にも言及されているが、教員に対しても上記同様に、「賭博が我が国で禁止されてきたのは健全な経済活動や勤労に悪影響を与え、ひいては犯罪を誘発するおそれがあるためであり、一部の公営ギャンブルが公益を理由として特別に認められているにすぎない事実」を正しく伝えるとともに、「参加者の損失によって収益を上げる遊技・ギャンブル産業等の仕組み、ギャンブル等依存症に陥る脳の作用、依存症による日常生活の破壊、多重債務問題や周囲への悪影響など」を啓発し、「ギャンブル等への過剰な参加は依存症に陥る危険性があること」を適切に研修させるべきである。

・学習指導要領に基づき、適切に教員を対象とした研修を実施することとしています。(P21)

#### (3) 不適切な誘引の防止

「関係事業者の自主的な取組」しか記載されていない部分 (素案22頁)を、「ギャンブル等依存症対策においては予防が 重要であるため、新たな依存症問題を引き起こさないよう、また、依存症からの回復を阻害しないよう、適切な広告・誘引方法のあり方について、北海道内の公営ギャンブルについては、自ら検討して改善し、全国的な公営ギャンブル及びパチンコ・パチスロ等については、あるべき広告・誘引方法について国に 積極的に提言していきます」とすべきである。

- ・本推進会議に関係事業者 も参画していただいている ことから、広告や入場管理の 取組などについては、情報共 有し、その周知を図るなど、 関係機関等の連携を追記し ました。(P22)
- ・なお、今後、全国のギャン ブル等依存症対策担当者会 議等で、意見を積極的に発言 していきます。

#### 3 二次予防・三次予防における予算確保の必要性

国がパチンコ・パチスロを「遊技」として黙認し、あるいは 公認ギャンブルの存在によって、ギャンブル等が巨大産業とし て社会を構成する一部となっている以上は、その副作用として 不可避的に生ずるギャンブル等依存症についても、国が必要な 予算を確保して対策を講じるべきであり、北海道に依存症患者 が少なからず存在する以上は、北海道としても予算を確保して 対策すべきである。

・本推進計画を踏まえなが ら、対策のための予算確保を 進めます。

	自助組織それぞれのニーズを調査し、現在の活動を維持・継続・拡充できるよう早急に財政的支援を充実させる必要があり、予算の確保を踏まえ、この点を素案に明記すべきである。  「4計画の見直し」(30頁)では見直し時期について、予め時期を明確にしておく必要がある。すなわち、「基本法第13条3項に基づき、北海道が道計画の重点目標の達成状況を確認することとし、1年ごとに、学校、職場での啓発活動、専門的医療機関の設置や専門スタッフの養成状況及び対応実績、ギャンブル依存症患者を支援する民間団体への支援の有効性、それぞれの予算の執行状況を検証し、その結果をホームページや広報資料等において北海道民に公表します。さらに、IR誘致や開業地の決定等により社会環境に変化が生じた場合、改めて北海道ギャンブル等依存症対策推進会議を開催し、各構成機関の意見を聴取し、道計画の見直しを重ねます。」と明記すべきである。	からの資金援助を受け付けないと伺っており、自助活動等に取り組みやすい環境づくりを進めながら、財政支援に限定せず、支援方策を検討していきます。 ・「各施策等の進捗状況の評
札幌司法書士会	の。     P17以降の重点目標について、目標値が軒並み「増」とありますが、具体的な数値の記載はしないということでしょうか。具体的な数値を記載しないのであれば「目標」で良いのではないでしょうか。     P22の「具体的な取組」について、「関係事業者等の自主的な取組」「警察による取組」とありますが、道が関係事業者等や警察に、取組みをするよう指導する、ということでしょうか。ただ見守るだけでしょうか。関係事業者等は具体的にどの業者になりますか。  P20以降の予防の部分に、引き続き北海道におけるギャン	(P17, 18, 19)
	ブル依存者の調査及び分析を行うこと、他県のIR事業開始後のギャンブル依存者増減の分析を行うこと、追記してほしい。	既に P30 において、本会議の 意見を踏まえ、調査の検討を 行うこととしております。 (P30)

		八十
北海道立精神保	P2 (1) 国の現状①ギャンブル等依存症問題の状況カの文章	・修正しました。(P2)
健福祉センター	「「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合を過去1年以内の	
	評価では・・」	
	$\rightarrow$	
	「平成29年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の疫	
	学調査では、調査対象者の過去1年以内の・・・推計している」	
	と記載する。	
	P23 2 進行予防 (二次予防) 【具体的な取組】○相談支援	・修正しました。(P23)
	体制の充実 2番目の・の「道立精神保健福祉センター」の「道	
	立」を削除。	
	P18 重点目標 2 「指標①ギャンブル等依存症に関する相談	・実態調査の結果から、相談
	件数」を改め、「ギャンブル等依存症相談拠点の整備」とする。	行動を行う方は推計値より
	現状値は相談拠点なし。目標値「札幌市精保センターと保健所	少ない実態があり、現在時
	を相談拠点」道立精保センターを全道の相談拠点。	点でギャンブル等で悩まれ
		る方々の潜在者がいると認
		識しています。
		今後、正しい知識や相談
		場所の普及啓発を行うこと
		で、潜在する方々が相談に
		つながり、相談件数の増と
		なるとの考えから、目標と
		しています。(P18)
	P13 調査研究を以下のとおり記載。	・追記しました。(P13)
	工調査研究	
	○ 通所の治療、相談支援活動などの臨床研究の成果について、	
	関係学会や研究協議会、シンポジウム、精神保健医療関連雑誌	
	などで研究発表、論文寄稿活動を続け、教育研修や啓発活動に	
	活用しています。	

## (2) ギャンブル等依存症対策に対する主な意見

提出機関	プ・寺似行症対象に対する主な息兄 意見	対応
精神保健福祉士	一次予防が重要である点に異存はないが、接触機会の低減に	・「目標」に嗜癖行動を止め
協会	偏重すると、問題の本質を捉え損ねるのではないか。	ている状態の苦しさや支援
	依存症は対象を変えやすいのも特徴の一つ。何かに依存しな	などについて記載しまし
	ければならない「生きにくさ」に目を向け、アルコールや薬物	た。 (P17, 25)
	との支援と連携を図り、「使わない、やらない」で生きるつらさ	
	をフォローしていく視点を持つことが効果的である。	
日本司法支援セ	道内4か所の法テラス利用者が、ギャンブル等依存症の治療	・今後、関係機関と引き続き
ンター札幌地方	を希望する際、適切な相談機関を案内できるよう引き続き連携	連携強化を図って <mark>まいりま</mark>
事務所	強化を図りたい。	す。
北海道立消費生	道民に対する対策として、"資料を作って配布、講座を開催"	・ギャンブル等依存症に関
活センター	が主であり、インターネットも"ホームページを活用"しかあ	する分かりやすい啓発資材
	げられておらず、自ら情報収集をする人以外へ広く伝えるため	(リーフレット)を活用す
	には、もっと能動的な対策が必要ではないかと思われる。	るなど、日常生活で入手し
		やすい方法で普及啓発を図
		ります。(P20)
	所属先を通じた啓発も、"学校と職場"だけでは、それらに属	・今後の普及啓発の実施に
	していない専業主婦や高齢者などは対象となっていないよう	あたり、具体的な取組を検
	にも思われる。もう少し多様な周知の方法を検討すべきではな 	討していきます
	いか。	1 18 28 -1 2 Blo 2 - 2 2 2 2
	依存症の回復には時間がかかることから、予防に重点をお	・本推進計画を踏まえなが
	き、予算をかけてでも対策をすべきと考える。 	ら、対策のための予算確保
	山丘中) テトーマ) 上 〈川山日・〈ニノ ♪タ) 上 ▽(nki) テム・ファー1、チ 〉 三コー1	を進めます。
	地域によっては、役場へ行くだけで噂になることを心配し、	・地域の相談支援従事者等
	居住地では相談できない人もいるので、"ギャンブル等依存症の担款なり" や "特別なりない」	を対象とした研修において、「地球」の大きに、の型
	の相談窓口"や"精神疾患等の相談窓口"を強調するのではなく、相談しやすさも配慮すべきではないかと思われる。	て、「相談しやすさ」への配
	\、作成してするも配息すべるしなないがこぶねない。	慮についても周知していき ます。
	依存症の知識の普及や相談窓口の周知については、多数の人	・各事業者との連携の中で
	の目に触れるような場を利用すべきであり、そのために、各事	可能な取組を検討していき
	業者にも協力を求めてはどうかと考える。	ます。
	例) ATMやその周辺(金融機関)、小売店のレジ周辺(スーパ	
	一、コンビニ)、車内・車外広告、停留所(バス、地下鉄、JR)、	
	公共機関等のトイレ等	
	フォーラムなども、参加対象を明確にし、参加しやすい時間、	・時間や場所などについて
	場所などを検討したうえで実施すべきと考える。	は、今年度の実施状況を踏
	また、複数回の実施が困難である場合には、テーマ毎にホー	まえ、検討します。
	ムページ上などで動画配信し、いつでも見られるような工夫も	また、動画配信は、講師と
	必要ではないか。+3	調整し、検討します。

### 北海道弁護士会 連合会

依存症対策は「やっているという形」だけでは意味がありません。これまでの会議では、せっかく集まった構成機関の意見を聴くという姿勢が見られず、事務局からは「やらされている」感がひしひしと伝わってきたのが残念です。「やらされている」だけの仕事に対してはモチベーションが上がらないことも理解できますが、それでも、せっかくこれだけの時間と労力をかけるのであれば、もう少し前向きにやりがいを持って取り組む方が(特にこれからの道庁を担う若手職員の方々は)精神的に報われるのではないかと思います。

素案にあるとおり、ギャンブル等依存症は本人の自覚が薄く、また、相談もしにくいのが現状ですので、道庁職員ご本人や周辺にも、実は依存症・・・という方が大勢いらっしゃるのではないでしょうか。

決して他人事では済まされない問題だ、という現場感覚を持って対策を考えることが重要だと思います。

・事務局としては、ギャンブル等依存症で悩む方が一人でも少なくなるよう、現在までも前向きにやりがいを持って取り組んでおりますが、貴重なご意見として承ります。